学校教育における AI 利用 Q&A と判断フロー

教職員向け これ やっていい を場面ごとに確認する

教育委員会協議用 原稿

基準日 2026 年 9 月 24 日

本資料は、教職員が学校教育における AI 利用の可否と必要な確認事項を、具体的な場面ごとに判断するためのものです。利用目的、入力する情報、利用環境、出力先、人による確認の順に整理し、校内で相談すべき場面を示します。

資料の目的と確認手順

本資料は、教職員が AI 利用の可否と必要な確認事項を、具体的な場面ごとに判断するためのものです。次の 6 項目を順に確認します。

授業での提示、児童生徒への配布、外部 AI への送信、学校ホームページでの公開は、それぞれ適用される条件が異なります。利用方法と出力先まで具体化して判断してください。

1. 目的　授業の過程か、校務か、広報か。AI を使う必要があるか。
2. 利用者　教育委員会、教職員、児童生徒の誰が使うか。
3. 入力　公開情報か、個人情報か、成績等の重要情報か、第三者の著作物か。
4. 環境　教育委員会が承認したサービスか。保存、学習、二次利用、国外処理はどうか。
5. 出力先　自分だけ、授業内、対象児童生徒への限定配布、保護者、一般公開のどれか。
6. 人の確認　事実、偏り、著作権、個人情報を誰が確認し、最終判断するか。

判断表示

利用可 通常の確認を行えば利用できる場面

条件付き 入力、環境、配布範囲、確認方法などの条件を満たす場面

原則避ける 一般向け AI や通常運用では使わず、別の方法を選ぶ場面

個別確認 著作権、個人情報、契約、教育的影響を担当部署と確認する場面

この表示は、学校での初動を揃えるための判断目安です。個別案件は、市の規程、契約、教育情報セキュリティポリシーを確認し、必要に応じて担当部署へ相談します。

教科書 資料集の地図や写真

やりたいこと	判断の目安	主な条件
授業で投影	条件付き	授業の過程 必要範囲 正規入手 出所表示 過度な複製を避ける
授業用 PowerPoint に入れる	条件付き	授業内利用 必要範囲 改変に注意 限定保存
生成 AI へ入力	個別確認	承認サービス 保存 学習 二次利用 第 35 条 第 30 条の 4 ライセンスを確認
児童生徒へ紙で配る	条件付き	授業の過程 必要部数 市販教材の代替にしない
児童生徒へデジタル配布	条件付き	対象授業に限定 補償金制度 アクセス期限 再配布防止
学校ホームページへ公開	原則避ける	第 35 条の対象外となるのが通常 許諾又は利用可能な素材を使う

Q 教科書の地図や写真を教室のスクリーンに映してよいですか

条件付き 授業で必要な範囲なら、多くの場合は利用を検討できます。

理由 第 35 条は授業の過程で必要な限度の複製や提示等を認めます。ただし、著作権者の利益を不当に害する利用は対象外です。

対応 正規に入手した教材を使い、必要部分だけを提示し、出所を示してください。デジタル教科書等は利用条件も確認します。

根拠 [7][10]

Q 教科書の写真を撮って授業用 PowerPoint に入れてよいですか

条件付き 授業内で使うための必要な複製なら検討できます。

理由 PowerPoint 化は複製に当たります。授業目的、必要範囲、利用人数、著作権者の利益への影響を確認します。

対応 授業用ファイルとして限定保存し、出所を示します。不要なページ全体や高解像度画像の蓄積、授業外での再利用は避けます。

根拠 [1][7]

Q 教科書や資料集の地図や写真を生成 AI へ入力して教材を作ってよいですか

個別確認 AI への入力に伴う複製、外部送信、保存、学習、二次利用を個別に確認します。

理由 AI 入力では複製に加え、外部サービスへの送信、保存、学習、二次利用が生じ得ます。第 35 条や第 30 条の 4 の適用は目的と態様で変わります。入力素材に似た生成物を得る目的では第 30 条の 4 が適用されないと文化庁は整理しています。

対応 教育委員会が承認したサービスだけを使い、学習利用なし、必要最小限、授業目的、出力の限定利用を確認します。代替できる場合は自作素材、オープンライセンス、公的素材を使います。

根拠 [1][8][9]

Q 教科書の一部を児童生徒へ紙で配ってよいですか

条件付き 授業で必要な部数と範囲なら検討できます。

理由 第 35 条の対象になり得ますが、個々の児童生徒が購入することを想定した問題集等を 1 部だけ購入して全員へコピーするなど、市場を代替する利用は対象外と考えられます。

対応 必要ページ、必要部数に限り、教材を購入しなくてよくなるような複製はしません。

根拠 [1][7]

Q 教科書の一部を学習支援システムで児童生徒へ配信してよいですか

条件付き 対象授業の受講者に限定し、制度対応を確認すれば検討できます。

理由 公衆送信には授業目的公衆送信補償金制度が関係します。授業の過程に限られ、誰でも見られる公開は含みません。

対応 学校設置者の制度対応、対象者、アクセス期間、再配布防止、出所表示を確認します。

根拠 [7][10]

Q 同じ画像を学校ホームページに載せてよいですか

原則避ける 学校ホームページでの一般公開には、授業内利用とは別の権利確認が必要です。

理由 学校ホームページでの一般公開は通常、授業の過程を超え、第 35 条の適用外です。

対応 権利者の許諾、明示された利用条件、オープンライセンス、パブリックドメインのいずれかを確認します。児童生徒の写真には個人情報と肖像の確認も必要です。

根拠 [1][10]

Q 保護者限定ページなら教科書画像を載せてよいですか

個別確認 保護者限定ページへの掲載は、対象者と利用目的を確認して判断します。

理由 対象が保護者で、授業を直接受ける者ではない場合、第 35 条の授業目的に当たらない可能性があります。

対応 授業の受講者向け配信との違いを整理し、必要なら許諾を得ます。

根拠 [1][7]

Q インターネットで見つけた画像を AI に入れて似た画像を作ってよいですか

原則避ける 出所と利用条件を確認できる画像を使い、特定作品の再現を指示しません。

理由 入力時の権利処理と、生成物の類似性、依拠性の両方が問題になります。インターネット上の公開画像にも著作権等の利用条件があります。

対応 自作、許諾済み、利用条件が明確な素材を使い、特定作品の再現を指示しません。公開前に類似確認を行います。

根拠 [8][9]

Q AI で作った画像を授業で使ってよいですか

条件付き 教師が内容と権利リスクを確認できる範囲で利用できます。

理由 AI 生成物にも、誤った描写、偏り、既存著作物との類似、サービス規約上の条件があります。

対応 事実性、文化的配慮、類似性、利用規約を確認し、必要に応じて AI 利用を明示します。

根拠 [1][8][9]

個人情報と児童生徒データ

Q 児童の作文を AI に読ませて添削してよいですか

個別確認 氏名に加え、内容から本人を識別できる情報と機微な内容を確認します。

理由 作文には家庭、健康、人間関係、出来事、文体など、本人を識別し得る情報や機微な内容が含まれます。外部 AI へ送ると事業者処理も生じます。

対応 まず架空文や教師作成文で使います。個別作文を扱う場合は、承認済み契約環境、利用目的、必要最小限、再識別リスク、保存と学習、本人 保護者説明を確認します。AI の助言だけで評価しません。

根拠 [1][3][5]

Q 氏名をイニシャルにすれば個人情報ではなくなりますか

原則避ける イニシャル、学年、学校、出来事などを組み合わせ、再識別の可能性を確認します。

理由 学年、学校、出来事、家族、部活動などとの組合せで特定できる場合があります。学校が対応表を持つ場合も再識別可能です。

対応 個人を識別する情報と内容上の手がかりを減らし、必要性を確認します。一般向け AI には入力しません。

根拠 [1][3]

Q 児童生徒の氏名を含む名簿を AI に入れてよいですか

原則避ける 一般向け AI には入力しません。

理由 保有個人情報を外部サービスへ送る行為です。回答生成以外の目的で扱われる場合、個人情報保護法上の問題となり得ます。

対応 名簿処理は校務系の承認システムで行います。AI が必要なら、個別契約、目的、保存、学習なし、安全管理措置、管理者承認を確認します。

根拠 [3][5]

Q 成績やテスト結果を AI で分析してよいですか

個別確認 一般向け AI には入力せず、必要性を厳格に確認します。

理由 成績は重要性の高い教育データです。誤分析、ラベリング、目的外利用が児童生徒に不利益を与える可能性があります。

対応 閉域又は個別契約環境、アクセス制御、ログ、目的限定、検証、教師の最終判断、影響評価を条件にモデル事業として検討します。

根拠 [1][3][4]

Q 行動記録から支援方法を AI に提案させてよいですか

個別確認 AI を補助的な観点出しに限り、支援方針を AI だけで決めません。

理由 生徒指導、健康、障害、家庭状況などの要配慮情報を含み得ます。AI の誤推定や偏りが本人へのラベリングにつながります。

対応 必要性、データ項目、利用目的、承認環境、アクセス権、保管期間、専門職による検討、本人への影響を確認します。

根拠 [1][3][5]

Q 保護者から受け取った相談メールを AI で要約してよいですか

原則避ける 一般向け AI への貼り付けは避けます。

理由 相談内容には本人と家族の個人情報、健康、家庭事情が含まれる可能性が高いためです。

対応 校務系で人が要点を整理します。承認済み環境で利用する場合も、必要最小限、保存、学習、再委託、国外処理を確認します。

根拠 [3][5]

Q 公開されている児童生徒の情報なら AI へ入れてよいですか

個別確認 公開情報も個人情報に該当し得るため、利用目的とサービス処理を確認します。

理由 公開情報を別の目的で AI へ送信する場合は、利用目的、本人への影響、サービス側の処理を確認する必要があります。

対応 本人を対象にした分析や評価には使わず、必要性と目的の整合を確認します。

根拠 [1][3]

Q 顔写真や音声を AI に入れてよいですか

原則避ける 児童生徒の顔写真や音声は一般向け AI へ入力させません。

理由 顔や声は個人を識別し得ます。サービスによっては生体情報に関する追加リスクがあります。

対応 画像 音声を使わない代替方法を優先します。教育上不可欠な場合は契約、目的、保存、削除、保護者説明、安全管理を個別審査します。

根拠 [3][5]

児童生徒自身の利用

Q 児童生徒に自由に生成 AI を使わせてよいですか

原則避ける 事前学習と指導監督なしの自由利用は避けます。

理由 文科省は、発達段階と情報活用能力を踏まえ、教育委員会の方針、年齢条件、保護者理解、教師の指導監督を求めています。

対応 AI の仕組み、誤り、個人情報、著作権、引用を学んだ後、目的と時間を限定して使います。

根拠 [1]

Q 小学生に直接 AI を使わせてよいですか

個別確認 学年と発達段階を踏まえて慎重に判断します。

理由 文科省は小学校段階の直接利用について、より慎重な見極めが必要としています。

対応 教師が対話例を提示する、全体で検証するなど、個人アカウントを使わない学習から始めます。

根拠 [1]

Q 作文や読書感想文を AI で作らせてよいですか

原則避ける AI 出力をそのまま本人の成果物として提出させません。

理由 学習の目的と評価の公正を損ない、外部コンクールの規程にも抵触し得ます。

対応 構成案や推敲に使う場合は、本人の原文、修正履歴、プロンプト、出力、日付を残し、利用を明記します。

根拠 [1]

Q AI を英会話の相手にしてよいですか

条件付き 承認サービスと教師の指導監督があれば活用を検討できます。

理由 練習量を増やせる一方、年齢条件、不適切出力、会話ログ、音声データの取扱いを確認する必要があります。

対応 学校アカウント、入力禁止情報、利用時間、ログ、教師の巡回、誤りの振り返りを設定します。

根拠 [1]

Q AI で調べ学習をしてよいですか

条件付き AI の回答だけで調査を完結させません。

理由 AI は存在しない出典や誤情報を生成することがあります。

対応 教科書、公的資料、一次資料を先に確認し、発信者、日付、内容、他資料との一致を検証します。

根拠 [1]

Q 定期考査や小テストで AI を使わせてよいですか

原則避ける 通常の学習到達度を測る試験では使わせません。

理由 評価目的に合致せず、公平性を損ないます。文科省も不適切な例として示しています。

対応 フィルタリング等で利用できない状態を確認します。AI 活用力自体を評価する試験は、別に目的と評価基準を設定します。

根拠 [1]

Q AI 利用をどのように記録させればよいですか

利用可 ツール名、日付、主なプロンプト、出力、本人の修正を残します。

理由 利用過程を示すと、学習評価、引用、振り返り、トラブル対応がしやすくなります。

対応 学年に応じた簡単な利用記録様式を用意し、過度な負担にならない範囲で提出させます。

根拠 [1]

教材作成 評価 校務

Q AI でテスト問題を作ってよいですか

条件付き たたき台として使い、教師が全問を検証します。

理由 誤答、複数正解、難度の不整合、既存問題との類似があり得ます。

対応 解答、根拠、難度、学習目標、差別的表現、類似性を確認し、未公開問題や個人データを一般向け AI へ入力しません。

根拠 [1]

Q AI に児童生徒の作品を採点させてよいですか

原則避ける AI の出力だけで評定や成績を決めません。

理由 評価の妥当性、説明可能性、偏り、個人情報の問題があります。文科省も、教師が判断せず AI 出力で学習評価することを不適切例としています。

対応 観点の漏れ確認やコメント案に限定し、教師が原作品を読み、評価根拠を説明できるようにします。

根拠 [1]

Q 保護者向け文書を AI に書かせてよいですか

条件付き 公開情報又は架空情報で下書きを作り、人が確認すれば利用できます。

理由 誤情報、不適切な敬語、学校の方針との不一致があり得ます。個別の児童生徒情報を入力すると個人情報の問題が加わります。

対応 固有名、日付、金額、連絡先、方針を確認し、管理職の通常の確認手順を省略しません。

根拠 [1]

Q 議事録を AI で作ってよいですか

個別確認 会議の内容と環境により判断します。

理由 音声や発言には個人情報、未公表情報、機微な相談が含まれます。誤要約も起こります。

対応 会議区分、参加者への説明、録音の必要性、承認環境、保存、削除、原文照合を確認します。

根拠 [3][4][5]

Q AI が作った文章をそのまま学校名で公開してよいですか

原則避ける そのまま公開せず、担当者が事実と表現を確認します。

理由 公開主体は学校であり、誤り、名誉、差別、著作権、個人情報について説明責任を負います。

対応 根拠資料、固有名、権利、個人情報を確認し、最終版の承認者を明確にします。

根拠 [1][8]

Q AI の利用を毎回明記する必要がありますか

条件付き 用途と影響に応じて記録と表示を分けます。

理由 すべての軽微な補助を外部表示する統一ルールはありませんが、学習成果、公開物、重要判断では透明性が重要です。

対応 内部では重要な利用を記録し、児童生徒の課題ではツール名、プロンプト、日付等を明示させます。外部公開物は、誤解を招く場合や説明責任が高い場合に表示します。

根拠 [1]

困ったときの対応

Q 誤って個人情報を AI へ入力したらどうしますか

個別確認 画面を閉じるだけで終わらせず、直ちに校内手順で報告します。

理由 サービス側に保存され、削除操作や事業者連絡が必要な場合があります。漏えい等報告の要否も確認します。

対応 入力内容、日時、サービス、アカウント、共有範囲を記録し、管理職と情報セキュリティ担当へ連絡します。自己判断で履歴を消して証拠を失わないようにします。

根拠 [3][4][5]

Q AI の出力に差別的又は不適切な内容が出たらどうしますか

個別確認 児童生徒へそのまま提示せず、利用を止めて記録します。

理由 バイアスや安全対策の限界による可能性があります。

対応 プロンプトと出力を必要な範囲で保存し、担当者へ報告します。教材として扱う場合は、目的と心理的影響を検討します。

根拠 [1][11]

Q 著作権侵害が心配な生成物が出たらどうしますか

個別確認 配布や公開を止め、類似する作品と利用目的を確認します。

理由 生成物と既存著作物に類似性と依拠性がある場合、侵害となる可能性があります。

対応 入力、プロンプト、出力、利用予定を保存し、別素材への差替え又は専門部署への相談を行います。

根拠 [8][9]

Q 判断できないときは誰に相談しますか

利用可 校内管理職を起点に、情報、法務、著作権、教育課程の担当へつなぎます。

理由 論点が複数にまたがるため、教職員個人だけで判断しない仕組みが必要です。

対応 相談票には、目的、利用者、入力情報、サービス、出力先、希望時期を記入します。

根拠 [1][3][4]

校内相談票に書く項目

項目	記入内容
利用目的	何を改善し、誰にどの効果があるか
利用主体	教職員 児童生徒 教育委員会
入力	個人情報 重要情報 著作物の有無と範囲
サービス	名称 契約種別 アカウント 保存 学習設定
出力先	本人のみ 授業内 限定配布 保護者 外部公開
確認	事実 著作権 個人情報 偏りを誰が確認するか
判断期限	いつまでに回答が必要か

参考資料

[1] 文部科学省『初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン Ver.2.0』2024 年 12 月 26 日

https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf

[2] 文部科学省『学校現場における生成 AI の利用について』随時更新

https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/ai/index.html

[3] 文部科学省『教育データの利活用に係る留意事項 第 4 版 公立学校編』2026 年 4 月

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm

[4] 文部科学省『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』2025 年 3 月

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm

[5] 個人情報保護委員会『生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等』2023 年 6 月 2 日

https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/230602_AI_utilize_alert/

[6] 個人情報保護委員会『令和 8 年改正個人情報保護法について』2026 年

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/r8kaiseihogohou/

[7] e-Gov 法令検索『著作権法 第 35 条ほか』現行法令

https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000048

[8] 文化庁『AI と著作権に関する考え方について』2024 年 3 月 15 日

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf

[9] 文化庁『AI と著作権に関するチェックリスト＆ガイダンス』2024 年 7 月 31 日

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_01.pdf

[10] 文化庁『授業目的公衆送信補償金制度について』随時更新

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kakushushitei/94237801.html

[11] 経済産業省・総務省『AI 事業者ガイドライン 第 1.2 版』2026 年 3 月

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20260331_report.html

この Q&A は、教育委員会が承認するサービス、情報セキュリティポリシー、契約、校内規程に合わせて更新して使用してください。